

掲載内容

第1章 病気・けが

第1 子どもの医療

- 生まれた子どもが未熟兒だったとき
- 子どもが医療を受けるとき
- ひとり親家庭の子どもが医療を受けるとき
- 障害のある子どもが医療を受けるとき
- 身体の障害を治すために子どもが手術を受けているとき
- 小児がんなどの難病治療を受けるとき

第2 低所得者の医療

- 収入がなく医療費が支払えないとき
- 生活保護受給者が医療を受けるとき
- 行旅人が救護され、病気やけがで治療を受けるとき

第3 高齢者の医療

- 高齢者が医療費の窓口負担をするとき
- 65歳以上70歳未満で一定の障害を持つ患者が医療を受けるとき
- 高齢患者の高額医療費が支払えないとき

第4 障害者の医療

- 障害者に対する医療制度や医療費助成制度について知りたいとき
- 精神科病院へ入院が必要なとき
- 精神科病院への入院や通院に納得がいかないとき
- 精神科病院を退院してからのリハビリーションを受けたいとき（精神科デイケアを利用したいとき）
- 退院して地域で暮らしたいとき
- 看護師等に家庭訪問をしてもらいたいとき
- 交通事故の後遺症で高次脳機能障害と診断されたとき

第5 外国人の医療

- 日本に3か月以上滞在している外国人が医療を受けるとき

第6 特殊な医療

- 指定難病の治療を受けるとき
- 特定疾患（重度障害や神経難病）で治療を受けるとき
- 不妊治療を受けるとき

第7 高額医療費等

- 医療費が高額なとき（70歳未満）
- 一時的・緊急的に病気やけがで移動が困難なとき

第2章 障害

第1 障害者手帳の交付

- 身体機能に障害があるとき
- 知的機能に障害があるとき
- 精神機能に障害があるとき

第2 障害に関する相談窓口

- 障害に関する相談をしたいとき

第3 障害者自立支援サービス・障害者支援施設

- 障害児を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害児（18歳未満）を対象とした入所支援サービスを利用したいとき
- 障害児（18歳未満）を対象とした居宅支援サービスを利用したいとき
- 障害児を対象とした教育制度を利用したいとき
- 障害者を対象とした居住サービスを利用したいとき
- 障害者を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害者を対象とした日中活動を利用したいとき
- 障害者が受けられる日常生活用具の給付内容を知りたいとき
- 車椅子などの補助器具を利用したいとき
- 障害児に発達に関する訓練を行うとき

第4 年金・手当

- 障害者（児）が受給できる年金・手当を知りたいとき
- 国民年金に任意加入していなかった期間に一定の障害状態になったとき

第5 減免措置等

- 障害者に対する税金の減額や免除について知りたいとき
- 障害者が利用できる公共交通機関等の減免について、どのようなものがあるか知りたいとき
- 障害者が利用できる交通機関の割引制度の内容を知りたいとき

第3章 介護

第1 介護保険の適用

- 介護保険対象者が要介護認定を受けてサービスを利用するとき
- 生活保護受給者に介護が必要になったとき
- 身体状況が変わると、要介護状態区分を変更したいとき
- 認定結果や介護保険料などに不服があるとき

第2 介護保険料

- 介護保険料を滞納したとき
- 生計困難で介護保険料の減額が必要なとき
- 災害などで介護保険料を一時的に支払えないとき

第3 利用料

- 利用者負担額について知りたいとき
- 介護サービスの利用者負担額が高額になったとき
- 介護保険利用料の軽減が必要なとき
- 災害などで介護保険利用料の減免が必要なとき

第4 在宅介護

- 要介護認定を受けて在宅で介護サービスを利用するとき
- 要支援認定を受けて介護サービスを利用するとき

第5 就労支援

- ひとり親家庭及び寡婦の就業支援が必要なとき
- 子どもへの就労支援が必要なとき
- 生活保護受給者が就労しようとするとき
- 高齢者が就労について相談できる機関を知りたいとき
- 高齢者の就労について職業訓練を受けたいとき
- 高齢者が仕事を从事したいとき
- 障害者の就労について相談できる機関を知りたいとき
- 障害者の就職後の定着支援を受けたいとき

第6 路上生活者（ホームレス）支援

第7 自殺予防

第8 戦傷病者

第5章 出産・子育て・婦人保健

第1 出産支援

- 妊娠したとき
- 出産したとき
- 出産費用が支払えないとき
- 生活保護受給者が出産するとき
- 産前産後に身の回りの世話や育児の相談をしたいとき
- 乳幼児の健康診査を受けるとき
- 新生児の異常、感染等を調べる検査を受けたいとき
- 予防接種を受けたいとき

第2 子育て支援

- 乳幼児等の子育てサービスを受けたいとき
- 子どもを育てるための手当を受けたいとき
- ひとり親家庭が経済的支援を必要とするとき
- ひとり親家庭が生活資金を必要とするとき
- 保育所等に子どもを預けたいとき
- 放課後の児童を対象にしたサービスを利用したいとき
- ひとり親家庭で子育ての悩みや育児相談をしたいとき

第3 就学支援

- 生活が困難しており生活費を確保したいとき
- 貧困・困窮からの自立について相談したいとき
- 生活保護受給者等が死亡したとき

第4 子ども・家庭支援施設

- 法的トラブルについて相談したいとき
- 契約関係のトラブルが起きたとき
- 成年後見制度に関する相談をしたいとき
- 判断能力が十分でない者への支援を受けたいとき

第5 婦人保護

- 配偶者等から暴力（DV）を受けたとき
- 女性の自立援助について相談したいとき

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

福祉・医療関係 相談支援マニュアル

編集

福祉・医療相談支援研究会

代表 千葉 喜久也（東京有明医療大学教授）

相談内容に応じて適切な助言をするために!!



◆ 現場のニーズに基づくケース設定！

子ども、障害者、高齢者、生活困窮者などに関し、相談支援の現場で想定されるケースを豊富に設定しています。

◆ 相談内容に沿った選択肢がすぐわかる！

ケースごとに、利用できる制度・サービス等を冒頭に列挙していますので、相談内容に沿った選択肢を効率的に示すことができます。

◆ 各制度等をコンパクトに解説！

制度・サービス等の概要を簡潔に解説し、申請方法や利用手順などを表形式で示しています。



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁776頁
定価8,800円(本体8,000円) 送料570円

■ 加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●インターネットによりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339

受付時間／8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail elgyo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



第7 高額療養費等

case

○医療費が高額なとき (70歳未満)

利用できる制度

- 高額療養費制度の利用
- 高額療養費限度額の適用
- 高額療養費受領委託の利用
- 高額医療費賃付金制度の利用
- 高額介護合算制度の利用

ポイント

- ① ②は治療前に利用します。③を利用しない場合、④を治療後に利用します。⑤の利用時に⑥も利用できますが、医療機関の承認が必要と合もあります。
- ② ①を受ける権利は、診療を受けた月の翌月初日から2年以内であれば、さかのぼって申請することができます（健保193、国）
- ③ 保険料の滞納があると、④⑤を利用できない場合があります。
- ④ 介護保険を利用している場合は、金額次第で⑥も利用できます。

解説

① 高額療養費制度の利用

1か月（暦月単位で、その月の1日～末日にかかった費用）に医療機間に金額が一定の自己負担限度額（後掲＜参考＞1参照）を超えた場合、超えた額が制度です。2つ以上の医療機間にかかり、それぞれの自己上になる場合は合算できます。保険外負担分（差額ベッド代、ト費用等）や入院時の食事負担額等は対象外です。

- 151 -

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけ、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- 希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

case

○障害者を対象とした日中活動を利用したいとき

利用できる制度

- 療養介護の利用
- 生活介護の利用
- 自立訓練（生活訓練）の利用
- 自立訓練（機能訓練）の利用
- 就労移行支援の利用
- 就労継続支援A型（雇用型）の利用
- 就労継続支援B型（非雇用型）の利用
- 地域活動支援センターの利用

ポイント

- ① 上記制度を利用するときは、事前に提供の実施主体である各市区町村、利用を希望するサービス提供事業所と十分に話し合うことが大切です。
- ② 従来の入所施設は施設完結型で1日単位のサービスを提供していましたが、現在は夜間の「居住支援」を行う事業と「日中活動支援」を行う事業にサービスが明確に区分されています。日中活動のイメージは、後掲＜参考＞1を参照してください。
- ③ 制度を利用できる対象者やサービス内容等は、後掲＜参考＞2～4を参照してください。
- ④ 50歳未満の就労経験のない者は、就労移行支援事業所のアセスメント評価がなければ、⑦を利用できません。

解説

① 療養介護の利用

療養介護では、医療及び常時介護を必要としている障害を有する者

機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。対象となる者は、障害支援区分が6であり筋萎縮性側索硬化症（ALS）等により気切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を受けている者、障害支援区分5以上でありジストロフィー又は重症心身障害を有する者です。このサービスは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

申請書類	介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書
添付書類	① 療育手帳（愛の手帳）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 ② 対象疾患に罹患していることが分かる証明書（診断書又は特定疾患受取者証等） ③ 個人番号カード（又は通知カード及び本人確認書類）
申請先	住所地の市区町村の障害福祉担当窓口
利用手順	① 住所地の市区町村の障害福祉担当窓口へ介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書を提出します。 ② サービス利用意向調査及び勘定率調査を実施後、サービス決定書が届きます。 ③ 利用を希望する事業所へ障害福祉サービス受給者証及び利用申込書を提出して、利用契約を締結します。
簡便法令等	障害支援5⑥・20①、障害支援規2の2・2の3・7、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平18・10・31障

第4 子ども・家庭支援施設

case

○子どもの養育が困難なとき

利用できる制度

- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業の利用
- 一時保護の相談
- 児童福祉施設への入所相談
- 母子生活支援施設の利用

ポイント

- ①の実施施設は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育園、ファミリー・ホーム等です。利用料について費用負担があります。
- ②の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導ですが、緊急保護でも虐待等から子どもの安全を確保し適切な保護を図ることが、重視されています。児童虐待対応においては、保護者や子どもの同意がなく子どもの安全の確保等が必要な場合には、一時保護を躊躇なく行う必要があります。
- ③について、施設入所等の措置は親権者等の意に反するときにはそれができないとされています。しかし、保護者がその児童を虐待しきの監護を怠り、その他保護者が監護させることが著しくその福祉を害する場合は、家庭裁判所の承認を得て、親権者等の意に反して児童を児童福祉施設等に措置することができます。
- ④ ④は、児童福祉施設では唯一、母親と子どもたちが一緒に入所施設です。
- ⑤ 児童福祉施設に入所する場合には、保護者の所得に応じて費用負担があります。

② 一時保護の相談

児童相談所等は、必要と認める場合に児童を一時保護、又は警察署、児童福祉施設等に一時保護を委託することができます。必要な場合は、置き去り、保護者の病気・逮捕・家出、保護者による虐待など、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要がある場合、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要がある場合及び児童の行動観察が必要な場合及び短期入所指導が必要な場合です。

一時保護の実施に当たっては、事前に保護者や児童の同意を得ることとされていますが、同意が得られない場合でも、子どもの安全確保のため一時保護が必要と判断した場合には、児童相談所は保護者や子どもの意に反しても職務で一時保護できることとされています。特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきであるとされています。

新日本法規出版株式会社

本社 TEL 080-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 TEL 03-6407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌本社 TEL 03-6516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台本社 TEL 022-3185 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 TEL 03-6407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
福岡支社 TEL 092-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 TEL 080-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪本社 TEL 06-6037 大阪市中央区平野町2丁目1番12号
広島本社 TEL 080-8556 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 TEL 080-8556 高松市栗町3丁目14番11号
横浜支社 TEL 03-6507 さいたま市見沼区南中野244番地1
(2021.1) 639-1

③ 児童福祉施設への入所相談

児童相談所は、相談を受けた児童について、調査の結果必要がある場合は児童等を里親等に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設（平成29年4月1日からは、名称が「児童心理治療施設」とされています）。

平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育が第一であり、保護者と、家庭養育が困難又は不適当な場合には家庭と同様の環境における社会化され、施設措置よりも養育組みや里親、ファミリー・ホームへの委託が必要とされました。また、特に就学前の乳幼児は原則として養育組みや里親、ファミリー・ホームへの委託を原則とすることが通知で示されました。

申請書類	児童福祉施設、養育里親入所申請書
添付書類	住民票 健康保険証 児童手当受給用の銀行通帳 転学届 保護者の前年度の課税証明書等
相談先	児童の住所地を管轄する児童相談所
利用手順	① 必要に応じて、児童が一時保護されます。 ② 児童相談所による各種調査が行われます。 ③ 入所が決定されます。
簡便法令等	児童の2・27③の2・28・2・28、児童福祉法等の一部を改定する法律について（平28・6・3厚生労働省令第1号）

④ 母子生活支援施設の利用

母子生活支援施設は、配偶者のない女性又はこれに準ずる事情がある女性その養育すべき児童（18歳未満）について十分な養育ができる場合に、母子支援する施設です。施設では、一定の期間自立に向けた生活支援、就労支援、保育・育児支援、保育園への送迎支援等を行います。入所に当たり、施設見学を行うことも有益です。

<参考>

① 母子生活支援施設の利用者負担金表（平11・4・30基附86）

税額等による階層区分	
A	生活保護法による被保護世帯（単給付世帯を含みます。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰属した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯（A階層に属する世帯を除きます。）
C1	当該年度分の市町村民税の額のみの世帯
C2	当該年度分の市町村民税の額のみの世帯

遺言では対応できない依頼者の希望を叶えるために!

掲載内容

第1章 Q&A

第1 死後の事務と委任契約の概要

- Q1 死後事務委任契約とは
Q2 死後事務委任契約が必要とされる背景は
Q3 死後事務委任契約の委任事務は（総論）
Q4 死後事務委任契約の委任事務は（具体的な内容）

第2 他の制度との関連

- Q5 成年後見制度との関係は
Q6 任意後見制度との関係は
Q7 財産管理契約又は見守り契約との関係は
Q8 遺言との関連は

第3 死後事務委任契約の締結

- Q9 依頼者から聴取すべき内容は
Q10 依頼者の判断能力に疑問があるときは
Q11 死後事務委任契約の作成様式は
Q12 死後事務委任業務の適正確保のための方法は
Q13 死後事務執行の準備は
Q14 相続発生前に死後事務委任契約の解除等ができるか

第4 契約の履行

- Q15 委任者死亡後の事務の流れは
Q16 委任者死亡の事実を認知するには
Q17 相続人が不存在の場合は
Q18 相続人が存在する場合は
Q19 委任事務遂行の報告は
Q20 死後事務費用の支払方法は
Q21 預託された死後事務費用を超えた場合は
Q22 死後事務委任報酬は
Q23 相続発生後の解除等ができるか
Q24 相続人の意向に反する死後事務委任は
Q25 委任事項が遂行不能の場合の処理は
Q26 委任者（被相続人）の資産不足は

第2章 モデル契約書

*死後事務委任契約のモデル契約書

第3章 ケース・スタディ

- ケース1 死亡届の提出を委託したい
ケース2 死亡の事実を友人に連絡してほしい
ケース3 献体に出してほしい。また、臓器提供の手続を取ってほしい
ケース4 自分の信仰する宗教・宗派（寺院）での葬儀・埋葬を行ってほしい
ケース5 自然葬（散骨、樹木葬等）にしてほしい
ケース6 将来にわたって法要（三回忌、十七回忌、三十三回忌等）を行ってほしい
ケース7 死後3年経過したら、永代供養、墓の返還を行ってほしい
ケース8 公営墓地に弔ってほしい
ケース9 仏壇等の神具、仏具等の処分をしてほしい
ケース10 飼っているペットを友人・施設に引き取ってもらいたい
ケース11 債務の弁済、税金の申告を行ってほしい
ケース12 マイナンバーカードの廃止、年金、保険に関する届出をしてほしい
ケース13 電気、ガス、水道等の公共料金の支払・停止をしてほしい
ケース14 金融機関、証券会社の口座解約手続を委任したい
ケース15 居住用賃貸物件の解約、明渡しをしてほしい
ケース16 高齢者施設の退去手続をしてほしい
ケース17 不動産の管理を任せたい
ケース18 形見分けをしてほしい
ケース19 携帯電話、プロバイダ等の通信関連の解約をしてほしい
ケース20 SNSアカウントを削除してほしい
ケース21 パソコン内のデータを削除してほしい
ケース22 謝礼の支払をしてほしい
ケース23 郵便物・宅配便を受領してほしい
ケース24 団体や会員サービスの退会手続をしてほしい

索引

○ 事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

死後事務委任契約
実務マニュアル

—Q&Aとケース・スタディ—

編集 東京弁護士会 法友会

- ◆契約の検討・締結に際して、成年後見等の考慮すべき隣接制度や利用に際しての留意点を解説しています。
- ◆依頼者からの希望をケースとして挙げ、死後の履行において必要となる周辺知識や手続を解説しています。
- ◆ケースに対応した条項例を適宜掲げ、ポイントを解説しています。

A5判・総頁206頁

定価3,300円(本体3,000円)
送料460円

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail elgyo@sn-hoki.co.jp

法令情報を記載

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉

定価 2,970円(本体2,700円)

パソコン iPhone/iPad Android端末 ご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリを
ダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、
直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にインターネットへの接続環境が必要です。



Q11 死後事務委任契約の作成様式は

Q 死後事務委任契約の作成様式はどのようなものがありますか。契約書作成時の注意点はありますか。

A 死後事務委任契約は、不要式行為ですが、委任者の生前意思の痕跡を残すため、書面によるべきです。作成様式としては、実印による押印をした上で印鑑証明書を添付する方法や、公正証書による方法、遺言公正証書の中に死後事務委任を挿入する方法があります。

解説

1 死後事務委任契約の作成様式

死後事務委任契約は、準委任契約であることから、契約の成立に一定の様式が要求されていない不要式行為です。そのため、口頭による合意でも契約を成立させることはできますが、委任者の生前意思の痕跡を残すため、必ず書面によるべきです。

また、死後事務委任契約は、委任者の死亡後に効力を有する契約であるため、特に委任者とその相続人の意思が齟齬する場合や、両者の利害が対立する場合は、契約成立の有無などをめぐり紛争となる可能性があります。

そのため、当該死後事務委任契約が、委任者の意思を反映したものであることを推認できるよう、私文書として契約書を作成する場合であっても、実印による押印をした上で印鑑証明書を添付する方法が有用です。また、契約書を公正証書によって作成する方法もあります。なお、遺言公正証書の中に付言事項として死後事務の委任内容を記載

することも考えられますが、遺言執行になじまない可能性や、契約としての成立の疑義があるので、注意してください。

2 契約書作成時の注意点

(1) 委任者の死亡による契約の効力

死後事務委任契約は、委任者の死亡後に効力を生じる契約です。

委任者の死亡は委任の終了事由（民653①）ですが、任意規定であることから、反対の特約は許されます。そこで、死後事務委任契約の場合には、委任者が死亡した場合でも契約が終了しない旨の条項を設ける必要があります。

また、委任事務の執行段階では、委任者の地位は亡くなった委任者の相続人等に引き継がれます（民896）。委任はいつでも解除できます（民651①）が、特約により制限できます。そこで、委任者の相続人は、原則として当該死後事務契約を解除できない旨の特約条項を設ける必

〔死後事務委任契約のモデル契約書〕

以下の内容は、死後事務委任契約としてどのような内容を設定するかによって設けるべき条項等が異なってきます。あくまで参考例ですのでご注意ください。

死後事務委任契約書

○○（委任者：以下「甲」という。）と△△（受任者：以下「乙」という。）は、甲の死亡後の事務について以下のとおり死後事務委任契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（死後事務の委任）（※1）

第1条 甲は、本日、甲の死亡後における事務を乙に委任し、乙はこれを引き受ける。

2 乙は、第14条（報告義務）及び第20条（本契約終了後の事務）に基づく報告を監督者に対しても行わなければならない。

3 監督者は、必要に応じ、乙に対し、本件死後事務処理の状況又は預託金の管理の状況の報告を求めることができる。

4 監督者は、乙につき第16条（委任者による解除）第2項に定める事由があると認めるときは、甲の相続人に対し、その旨を通知しなければならない。

5 監督者の報酬、費用その他の甲と監督者間の権利義務については、甲と監督者において別途定めるところによる。

（守秘義務）

第23条 乙は、本契約によって知った甲の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

（契約の変更その他協議）（※23）

第24条 甲及び乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求めることができる。

2 前項による変更の申出があった場合その他本契約に定めない事項が生じた場合は、甲乙協議により決する。

（裁判管轄）

第25条 本契約に関する甲又は甲の相続人等と乙との間の紛争については、○○地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

〈死後事務委任契約書に関する補注〉

（※1）死後事務委任契約を締結する趣旨等を記載する場合が考えられます。が、本作成例では単に委任をしたことのみの条項としています。

（※2）委任事項を列挙してまとめ、処理すべき事務の内容詳細については契約書の個別条項に定め、また、必要に応じ別途書面による内容決定を行うようにが考えられます。応じ適切と考えら

新日本法規出版株式会社

本社 T460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
仙台本社 T460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 T460-8455 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東本社 T337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 T460-8455 名古屋市中区栄1丁目26番11号

ケース21 パソコン内のデータを削除してほしい

ケース

依頼者から、自分が死んだ後は、使っていたパソコンに保存されているデータを全て削除してほしいとの希望を受けました。依頼者の希望をかなえるために必要な事項について教えてください。また、パソコンに加えて、スマートフォン等のデータも削除してほしいと希望された場合はどのように注意すべきでしょうか。

解説

OneDrive、GoogleのGoogle Drive、AppleのiCloud等）。これらのデータを物理的に破壊することはできないので、クラウドサービス上の削除手続退会手続といったアカウント削除を行うことになります。

条項例

（データ等の削除）

第〇条 甲は、乙に対し、甲の所有していたパソコン、スマートフォン、タブレット等に保存されているデータ（クラウドサービス上のデータを含む。）を削除することを委任する。

2 乙は、前項の削除のために必要となる、上書き処理及び物理的破壊措置を専門業者に委ねることができる。

3 甲は、乙に第1項の削除のために必要となるIDやパスワード等を開示する。乙は前項に基づき措置を専門業者に依頼する場合、甲から開示を受けたIDやパスワードを専門業者に開示することができる。

4 削除、破壊等に要する費用は甲の負担とし、甲が乙に預託した預託金から支出す。

[ポイント]

パソコン等の所在、IDやパスワード等の確認（変更されていた場合の措置も）が重要になります。

また、物理的破壊等は、受任者が独力で行うのは難しいので業者を利用することの許諾やそのための費用の預託についても記載する必要があります。

札幌支社 T060-6516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 T061-3185 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 T182-6407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 T337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 T460-8455 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 T540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 T730-8558 広島市中区西園寺町1丁目8番9号
高松支社 T780-8538 高松市原町3丁目14番1号
福岡支社 T910-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番18号

(2021.2.5) 1001811

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

掲載内容

第1章 サービス利用に関する相談

- [1] 判断能力が不十分な利用者と利用契約を結ぶ場合
【弁護士のアドバイス】「意思能力」の判断
- [2] 第三者を代理人として利用契約を結ぶ場合
【弁護士のアドバイス】「代理」と「任意後見契約」
- [3] 身元保証人や身元引受人等がない利用契約の場合
【弁護士のアドバイス】「成年後見人等」と「身元保証等・身元引受人等」
- [4] 身元保証等団体の利用を考える場合
【弁護士のアドバイス】身元保証等団体の利便性と注意点
- [5] 施設で入所者の金銭管理を行う場合
【弁護士のアドバイス】高齢者施設における「預り金管理規程」等の考え方
- [6] 本人の希望と家族や関係者の意向が異なる場合
【弁護士のアドバイス】判断の大原則は本人の意思決定・選択の尊重
- [7] 要介護度変更による入所契約見直しが必要な場合

第2章 サービス提供に関する相談（本人への相談援助）

- [8] 多職種連携によるチームアプローチが難しい場合
- [9] 身寄りのない入所者の看取りに関する意向確認が難しい場合
- [10] 意思決定支援において成年後見人等と連携する場合
- [11] 本人が必要な医療サービスを拒否している場合
【弁護士のアドバイス】緊急事務管理、施設の救急搬送義務の考え方
- [12] 会議等での情報共有のために利用者の個人情報を関係機関へ提供する場合
【弁護士のアドバイス】個人情報保護法（17条「要配慮個人情報」）

第3章 医療機関との連携に関する相談

- [13] 身元保証人等や医療同意者がいないことを理由に入院を断られた場合
【弁護士のアドバイス】医療同意
- [14] サービス提供中に救急対応を行う場合

第4章 利用者・家族からの苦情等への対応に関する相談

- [15] 「現金持込み禁止」に伴う苦情があった場合
【弁護士のアドバイス】施設等で「原則現金持込み禁止」とする場合の留意点（「一切の責任は負いません」と言い切れるのか）
- [16] 利用者からのハラスマントを受けた場合
【弁護士のアドバイス】利用者・家族からのハラスマント防止対策（契約書や重要事項説明書に記載しておくべき視点等）

第5章 家族等への対応に関する相談

- [17] サービス利用料の滞納が続いている場合
【弁護士のアドバイス】債務不履行
- [18] 家族と利用者の意見不一致により、成年後見制度の利用に支障が出る場合
- [19] 家族間の意見不一致により本人のケアに支障ができる場合
- [20] 家族に面会時の約束を理解してもらえない場合
- [21] 施設面会者による利用者への暴言や暴力がある場合
- [22] 家族から不当な要求等をされた場合
【弁護士のアドバイス】不当要求

第6章 利用者への虐待・不適切ケアへの対応に関する相談

- [27] 家族等による高齢者虐待が疑われる場合
- [28] 高齢者虐待の通報を高齢者本人が拒否する場合
【弁護士のアドバイス】個人情報保護法例外規定（16条、17条、23条）
- [29] 老人福祉法に基づく市町村権限行使への協力

第7章 地域との連携に関する相談

- [30] 家族から他の親族等との面会拒否の申出があった場合
- [31] 市町村から「養護委託」について相談された場合
- [32] 家族による「身体拘束」と思われる事例に対応する場合
【弁護士のアドバイス】身体拘束の違法性
- [33] 市町村から「面会制限」への協力依頼があった場合
【弁護士のアドバイス】面会制限の法的根拠
- [34] 家族から「身体拘束」の要望がある場合
【弁護士のアドバイス】「身体拘束」は「身体的虐待」に該当
- [35] 家族から職員の対応について相談を受けた場合
- [36] 願されている可能性があるが本人は認めない場合
【弁護士のアドバイス】本人の被害意識の有無と被害救済の必要性の存否は無関係
- [37] サービス提供中に介護事故が発生した場合
【弁護士のアドバイス】安全配慮義務（予見可能性と結果回避可能性）

索引

・事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

介護サービス事業における

困りごと相談ハンドブック

～ソーシャルワーカーの実務対応～

共著

高橋 智子（社会福祉士・公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部）

三森 敏明（弁護士）

‘本人中心’の相談援助を
実現するために！

◆利用者・事業者・地域をつなぐソーシャルワーカーが実務で直面しやすい場面を取り上げ、適切な対応方法を解説しています。

◆相談内容に関連する法的な留意点を「弁護士のアドバイス」として紹介しています。

◆長年ソーシャルワーカーとして活動してきた執筆者が、豊富な経験と知見を踏まえて解説しています。

A5判・総頁228頁

定価2,970円（本体2,700円）送料460円

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を記載

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉

定価 2,750円（本体 2,500 円）

パソコン iPhone/iPad Android端末 ご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にインターネットへの接続環境が必要です。



